

利用サービスの内容

- **健康状態の観察と助言**
 - ・健康のチェックと助言（血圧・体温・呼吸・脈拍）
 - ・特別な病状の観察と助言
 - ・心の健康チェックと助言（趣味・生きがいなど）
- **日常生活の看護**
 - ・清潔、食生活、排泄のケア
 - ・寝たきり予防のためのケア
- **在宅リハビリテーション**
 - ・体位交換、関節などの運動や動かし方の指導
 - ・日常生活動作の訓練（食事・排泄・移動・入浴・歩行など）
 - ・福祉用具（ベッド・ポータブルトイレ・車椅子等）の利用相談
- **認知症の看護**
 - ・認知症症状に対する看護・介護相談
 - ・生活リズムの調整
- **検査・治療促進のための看護**
 - ・床ずれ・その他創部の処置
 - ・服薬指導・管理
 - ・その他、主治医の指示による処置・検査
- **介護者の相談**
 - ・介護負担に関する相談
 - ・健康管理、日常生活に関する相談
 - ・精神的支援
 - ・療養環境改善のアドバイス
- **終末期の看護**
 - ・痛みのコントロール
 - ・看取りの体制への相談・アドバイス
 - ・本人、家族の精神的支援



※訪問看護の利用料（介護保険・医療保険）は別表にて説明致します。

営業日・営業時間

日曜日・祝日及び年末年始（12月30日～1月3日）を除く毎日です。

月曜日～金曜日 8時30分～17時30分

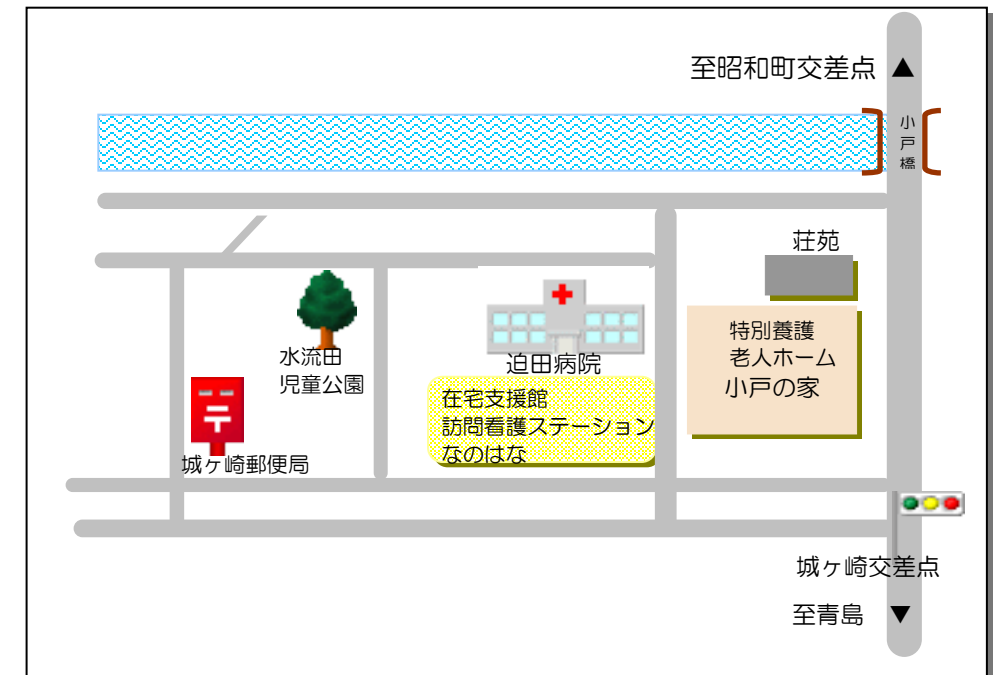
土曜日 8時30分～12時30分

※状態により、日・祝日等も訪問致します。（要相談）

※上記以外の訪問を希望される場合は、ご相談ください。

社会医療法人 耕和会
城ヶ崎訪問看護ステーション

なのはな



宮崎市城ヶ崎3丁目2番地1

TEL 51-6800

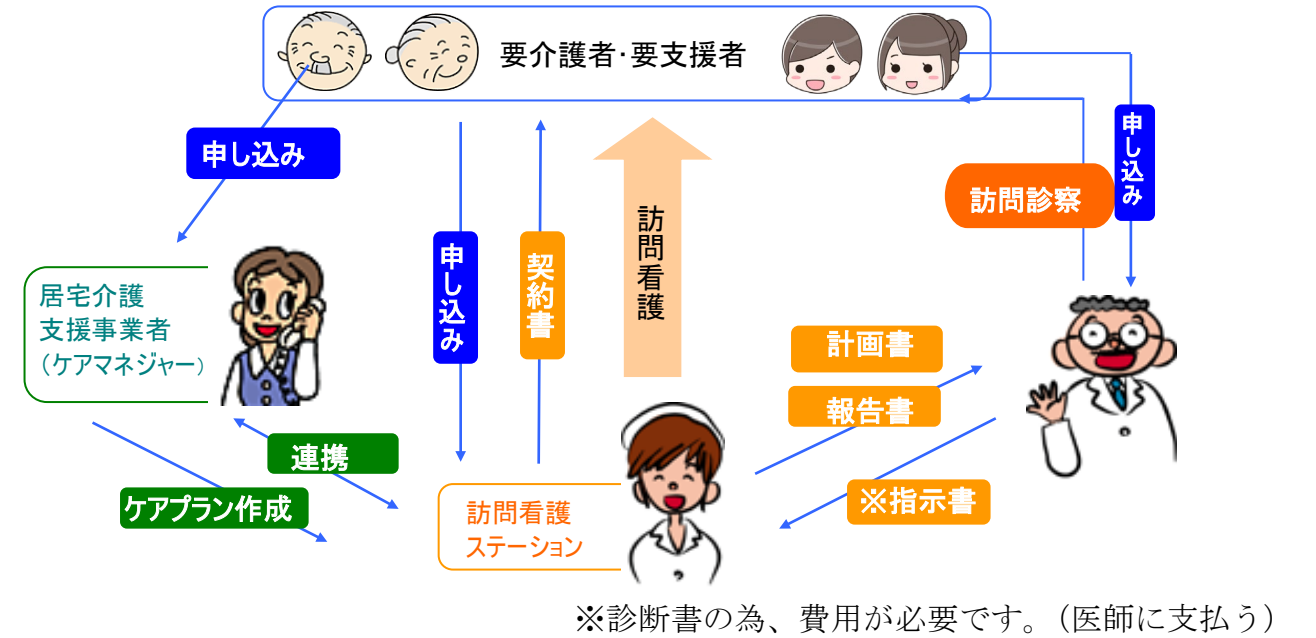
FAX 51-8877

<https://www.kowakai.jp/aboutus>



介護・医療保険でのご利用

訪問看護では医療保険、介護保険の両方が使えます。但し、基本的には介護保険が優先となります。疾病によっては医療保険の適応になります。(要相談) 介護保険をお持ちでない方は、医療保険を使えます



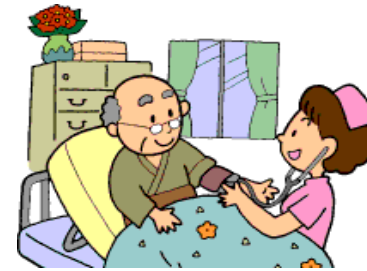
訪問看護が利用できる方

ひとつでも該当する場合は、かかりつけ医・担当ケアマネジャー・地域包括支援センターや最寄の訪問看護ステーションへご相談下さい

- むせやすい
- 脱水を起こしやすい
- おしっこが出にくい
- 便秘や下痢を繰り返し、排便の調整が難しい
- 入浴や体拭きの介助が必要
- 本人や介護者だけでは口の中の清潔が保てない
- 転倒の危険性が高い
- 薬を自分で管理するのは難しい
- 今回の入院で、インシュリンの注射が始まった
- 今回の入院で、経管栄養が始まった
- 今回の入院で、人工肛門や膀胱ろうが造設された
- 退院後、点滴が必要
- 退院後、酸素療法や人工呼吸器が必要
- 退院後、中心静脈栄養が必要
- 退院後、傷や床ずれの手当てが必要
- 退院後、苦痛(痛みなど)の緩和・調整が必要
- 退院後、寝たきりや運動機能低下になる可能性が高い
- 継続したりハビリが必要(本人や介護者だけでは困難)
- 一人暮らしである
- 日中は家族や介護者がいない
- 家族の介護負担が大きい
- 家での生活では、病気や介護に対しての不安が大きい
- 家族や介護者が高齢である
- 病状が不安定で入退院を繰り返している。
- 終末期を自宅で過ごしたいという希望がある

※チェックリスト：公益社団法人 宮崎県看護協会資料抜粋

寝たきり、または介護が必要な状況にある方が、住み慣れた自宅で安心して生活が送れるように、かかりつけの医師と相談しながら、訪問看護師等が訪問して看護サービスをさせていただきます。



城ヶ崎訪問看護ステーション なのはなの理念

訪問看護は、主治医の指示・連携のもとに看護師がご家庭を訪問し、医療的な処置を行うことや療養のご相談・お手伝いをすることです。

在宅で療養してゆく皆様が、安心して生活できるように。

また、その人の生活スタイルや希望を最大限に実現していけるようにプロの知識と技術、そして『より良い暮らしのために少しでもお役に立ちたい』という熱いハートをもって、皆様の療養生活をサポートしていきたいと、私たちは考えています。

ご利用いただける方

疾病・障害をもち、療養をしながらご家庭で生活されている方。ご本人だけでなく、支えているご家族もサポートします。訪問看護を必要とされる全ての方(年齢を問わず乳幼児～高齢者まで)を対象とします。